

1 ■090■ 公判期日における手続

2 ◎公判の定義は、広義、狭義、2種類ある。

3 \*広義の定義は？

5 \*狭義の定義は？

8 ◎手続の流れについては、各自の自習に委ねる。

9 \*短答問題を解きながら、条文の確認をきっちりとしてほしい。特に、司法試験等にはこのあたりの細かいところがよく出るので、きっちり押さえておくこと。

11 \*公判のイメージをしっかりとつかむために、裁判傍聴に行くといいたい。行く暇がない人は、中川のHP中に「法学教育のAL化」→「裁判法A(1)」「裁判法A(2)」に模擬裁判の様子をおさめた動画がアップされているので、それを見るとよい。

15 ●第1回公判期日の手続は、検察官が起訴状を朗読することにより始まる。(プ)

16 ●被告人は、第1回公判期日の前に起訴状謄本の送達を受け、その内容を理解することができるのであるから、被告人及び弁護人に異議がないときは、起訴状の朗読を省略することもできる。(プ)

19 ●裁判長が、起訴状の公訴事実について検察官に対して釈明を求めたときは、検察官は釈明する義務を負う。(プ)

21 ●被告人の黙秘権を手続的に保障するため、起訴状朗読後、裁判長は、被告人に対して、終始沈黙し又は個々の質問に対し陳述を拒むことができることを告げなければならない。(プ)

24 ●証拠調べが終わった後の弁護人の意見陳述は権利であるから、裁判所がその機会を与えることなく弁論を終結することは違法となる。(司)

26 ●検察官は、ハンマーを凶器とする傷害被告事件の証拠として、犯行を目撃したWの検察官に対する供述調書及び犯行に使用されたとされるハンマーの証拠調べを請求した。ハンマーには伝聞法則は適用されないから、裁判所は、弁護人の意見を聴かずに、ハンマーを証拠として採用するか否かを決定することができる。(司)

30 ●検察官は、ハンマーを凶器とする傷害被告事件の証拠として、犯行を目撃したWの検察官に対する供述調書及び犯行に使用されたとされるハンマーの証拠調べを請求した。ハンマーの証拠調べの方法は、ハンマーを裁判所と訴訟関係人が認識できる状態にすることである。(司)

34 ●証人には、自己の直接体験した事実だけでなく、その体験した事実により推測した事項を供述させることができる。(司)

36 ●証人には、その実験した事実により推測した事項を供述させることはできないが、鑑定人には同事項を供述させることができる。(司)

38 ●証人尋問は公開の法廷で行わなければならないので、裁判所は、公判期日外において、裁判所外で証人を尋問することはできない。(司)

40 ●6歳の幼児は、その年齢だけによって、体験した事実を認識、記憶し、かつ、その事実を表現する能力に欠けているといえるので、証人としてこれを尋問することはできない。(司)

43 ●検察官は、あらかじめ供述調書の証拠調べを請求しておかなければ、その供述者の証人尋問を請求することはできない。(司)

45 ●証人を尋問する場合、必ず宣誓をさせなければならない。(司)

46 ●宣誓した証人は、自己が刑事訴追を受けるおそれのある証言を拒むことはできないものの、その証言した内容が自己の刑事裁判で証拠とされることはない。(司)

- 1 ●検察官は、ハンマーを凶器とする傷害被告事件の証拠として、犯行を目撃したWの検察  
2 官に対する供述調書及び犯行に使用されたとされるハンマーの証拠調べを請求した。ハン  
3 マーがまだ証拠として採用されていない段階でWの証人尋問が行われた場合、Wに  
4 対するハンマーを示しての尋問が許されることはない。(司)
- 5 ●被告人が正当な理由がなく召喚に応じないおそれがあるときは、これを勾引することが  
6 できるが、召喚を受けた証人については、正当な理由がなく出頭しないおそれがあるだ  
7 けでは勾引することはできない。(司)
- 8 \*2016年改正により、本問の答えが変わった。条文に注意。
- 9 ●証人の供述中に被告人を退廷(刑事訴訟法第304条の2)させた場合には、証人の供述  
10 が終了した後、被告人に証言の要旨を告知しなければならない。(プ)
- 11 ●裁判所は、相当と認めるときは、職権で、決定を以て、弁論を分離し又は併合すること  
12 ができるが、終結した弁論を再開することはできない。(司)

13  
14  
15 ■091■ 公判手続の大原則

16 ■092■ 簡易な裁判手続

17 ◎公判における五大原則の名称と定義を記入せよ。そして、ここに書かなくてもよいが、  
18 これらの原則に関連して問題になっていることや判例をしっかりと押さえておこう。

19  
20 ① ( ) 主義 :

21  
22 ② ( ) 主義

23 \*3つに細分化される。

24 ① ( ) 主義 :

25  
26 ② ( ) 主義 :

27  
28 ③ ( ) 主義 :

29  
30 ④ ( ) 主義・( ) 主義 :

31  
32 ⑤ 裁判の ( ) :

33  
34 ⑥ ( ) な裁判 :

35  
36  
37 ◎短答問題を解きながら、関連条文を確認しておこう。

- 38  
39 ●家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者  
40 については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人である  
41 ことを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載して  
42 はならない。(司)
- 43 ●検察官は、公訴を提起しようとする強盗事件について、事案が明白であること、証拠調  
44 べが速やかに終わると見込まれることその他の事情を考慮し、相当と認めるときは、公  
45 訴の提起と同時に、書面により即決裁判手続の申立てをすることができる。(司)
- 46 ●検察官は、即決裁判手続によることについての被疑者の同意がなくても、即決裁判手続  
47 の申立てをすることができる。(司)
- 48  
49

- 1 ●検察官は、公訴を提起しようとする窃盗事件について、被疑者が起訴状に記載された訴  
2 因について有罪である旨の陳述をしたときは、被疑者及び弁護人の意見を聴き、有罪で  
3 ある旨の陳述をした訴因に限り、即決裁判手続によって審判する旨の申立てをすること  
4 ができる。(司)
- 5 ●即決裁判手続による公判期日については、被告人に弁護人がないときは、これを開くこ  
6 とができない。(司)
- 7 ●裁判所が即決裁判手続において懲役又は禁錮の言渡しをする場合には、その刑の執行猶  
8 予の言渡しをしなければならない。(司)
- 9 ●即決裁判手続においてされた判決に対しては、控訴の申立てをすることができない。  
10 (司)
- 11
- 12